

お知らせ

家屋を取り壊したら ご連絡を

問 務 課

☎(57) 4 1 2 3

毎年1月1日以降に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに税務課資産税係までご連絡ください。担当職員が現地調査に伺います。

なお、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をされた場合、ご連絡は不要です。

農業収穫体験

問 産 業 課 (野木町認定農業者協議会事務局) ☎(57) 4 1 5 1

農作物の収穫体験を通して、私たちの「食」について見直してみるのはいかがでしょうか。町認定農業者協議会では、町内農家の協力を得て、収穫体験を開催します。

日 9月22日(土) 14時〜

※小雨決行

所 野木第二中学校付近

容 コシヒカリの手刈り体験

対 町在住者

定 先着15家族

¥500円/1家族

※中学生以下だけの参加は不可。

申 9月3日(月)〜14日(金)

参加料を添えて問い合わせ先へ

※申し込みの際に詳しい案内を配付します。

アグリツアー 〜さつまいもの収穫体験〜

問 産 業 課 (町青少年クラブ協議会事務局) ☎(57) 4 1 5 1

町青少年クラブ協議会では、町内農家の協力を得て、収穫体験を開催します。

農作物の収穫体験を通して、私たちの「食」について見直してみるのはいかがでしょうか。

日 10月6日(土) 10時〜

所 町市民農園

容 収穫体験、収穫作物試食(その場で、焼きいもを試食予定)

対 町在住者(家族での参加歓迎)

定 先着40人

¥500円(中学生以下無料)

※ただし、中学生以下だけの参加は不可。

申 9月18日(火)〜28日(金)

参加料を添えて産業課へ

※申し込みの際に詳しい案内を配付します。

定住促進補助金のご案内

問 未 来 開 発 課 ☎(57) 4 1 7 8

町内に、新たに住宅を取得された方に補助金が交付されますので、対象の方は、ぜひご利用ください。

対象者

次のすべてを満たす方

① 転居又は転入により新たに専用住宅、併用住宅又は区分所有建物を取得する者

② 2020年3月31日までに住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した者

③ 住宅を取得した時点で50歳以下

④ 入居する世帯員が2名以上

⑤ 取得した住宅が共有名義であるときは、その代表者

⑥ 世帯員に町税等の滞納がないこと。また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がないこと

対象住宅

2020年3月31日までに取得した新築住宅又は中古住宅とし(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)、取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合して

いること

交付額

新築住宅 15万円

中古住宅 10万円

交付回数

1回限り

補助金の申請

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書及び次の書類を提出してください。

① 世帯全員が記載されている住民票謄本

② 定住誓約書

③ 建物登記簿の全部事項証明書の写し

④ 建物の平面図及び位置図の写し

⑤ 町外からの転入者については、直近の住所での納税証明書等

⑥ 未登記家屋にあつては、取得

関係がわかる書類

※詳しくは、未来開発課移住定

住係へお問い合わせください。

